

逗子市自殺対策計画に関するパブリックコメントの実施結果について

ご意見をお寄せいただきありがとうございます。
お寄せいただきましたご意見に対する市の考え方をとりまとめましたので、ここに公表いたします。

1. 意見募集の期間 平成31年2月8日(金)～3月11日(月)

2. 意見の数 20件

3. 意見提出人数 1人(持参1人 / 個人1人)

4. 意見内容の概要

区分	件数
計画策定について事前に市民に周知意見を求める方がよかった	1件
計画策定にどのような資料によって検討したのか明らかにすべき	1件
自殺前の状況・状態の把握と、その時点での支援が必要である	3件
自殺者を減らすのではなく、なくすという計画でなければならない	2件
制度として金銭面での困窮に対する措置が必要である	1件
相談先などの周知が必要である	1件
相談に対し適切な対応ができる者が必要である。	2件
自殺予防のためにゲートキーパー養成は有効である	1件
感想等	8件
合計	20件

5. 市の対応区分

記号	対応区分	件数
○	意見を反映し、素案を修正するもの	0件
□	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	10件
■	意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの	1件
▲	ご意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの	1件
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの	8件
	合計	20件

6. 意見の内容と市の対応

意見概要	整理番号	意見内容	採否	意見数	採否の理由
計画策定について事前に市民に周知意見を求める方がよかった(1件)	1	この計画案がいつ考えられ、検討され、書かれたのか、私は事前に知らなかった。事前に市民に周知し、検討開始時からその意見を求める方がよかった。	■	1件	広報やホームページに逗子市自殺対策計画策定等検討会の市民委員の募集や検討会の開催について掲載しましたが、今後も市民の皆様にはわかりやすい周知をしていきます。
計画策定にどのような資料によって検討したのか明らかにすべき(1件)	2	この計画の中身について、どのような資料によって検討したのか、はなはだ疑問である。人命にかかわることであるから、どんな資料によっているのか心配である。どのようなものを集めたのか明らかにすべきである。	□	1件	主に、計画の資料編に記載しました「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」を参考にしています。また、統計は、国から示された「地域自殺実態プロファイル」を活用しています。

自殺前の状況・状態の把握と、その時点での支援が必要である(3件)	3	自殺する人はその直後から何も語らない。どんな状況・状態で死んだのかは、死者が語らない。その不可知があるのだから、自殺前後、特に前の状況・状態の把握は、他のことに増して十分に行うべきである。	□	1件	貴重なご意見ありがとうございます。 自殺に至る原因・動機は「不詳」が一番多く、直接の原因が特定できないこともあります。また、様々な原因が複雑に絡み合っている事が多いと言われており、早期に悩んでいる人に気づき、必要な支援につなげることが出来るような人材の育成や、包括的な支援体制が取れるよう検討していきます。
	4	自分が自分をどうするかという自己決定権は、意識の明確化によって確保されよう。その意識を妨げているのは、このような極限の状態・状況において本人ではない。それよりも前には本人の努力の必要はあったろう。目の状態・状況で本人が努力できるときに救済するべきだ。	□	1件	
	5	例えば、自殺しようとして列車が急接近した路線に立ち入った人は救えなくて、それ以前に何がなされるべきかが問題である。	□	1件	
自殺者を減らすのではなく、なくすという計画でなければならぬ(2件)	6	自殺者を減らすという計画ではなく、自殺者をなくすという計画でなければならぬ。1人の命も棄てることは許されない。	□	1件	貴重なご意見ありがとうございます。 逗子市の自殺対策は「誰も自殺に追い込まれることのない逗子市」を基本理念として掲げ、自殺者をなくすことを目指しています。
	7	1人でも自殺しないようにすることが自殺対策の計画であるべきであり、自殺者を何パーセント減らすとしても自殺者を残すのでは、本質は自殺予防に程遠い。	□	1件	
制度として金銭面での困窮に対する措置が必要である(1件)	8	自殺に至る追い詰められた状態をなくすには、自殺者の発生の前に、その意識の明確化を図る社会的措置だけでなく、制度として金に困窮しないような措置も要する。高額所得者への課税は甘く低所得者へのそれは厳しいようなことは、多々生活困窮者を生じ、これが進むと、衣食住、特に食や医療が不十分となり意識の不明確化をもたらす恐れが強まる。このようなことを防がなければならない。	□	1件	貴重なご意見ありがとうございます。 現在も取り組んでおります生活困窮者に対する事業において、自殺対策の視点からも強化できるよう検討していきます。
相談先などの周知が必要である(1件)	9	自殺予防ホットラインのような24時間通じる電話もある。そこで話を聴いてもらえるのは、しかし、かなり意を決して電話した人だけであろう。もっとそのような電話番号を周知して、容易に電話できるようにする事、そしてその電話の内容によって適切な助言が受けられるようにすることを要する。	□	1件	様々な相談窓口を周知するとともに、自殺は誰にでも起こりうる危機としての認識や、いのちや暮らしの危機に陥ったときは誰かに助けを求めることが適切であることの理解を促進していきます。
相談に対し適切な対応ができる者が必要である(2件)	10	民生委員、人権擁護委員などは、自殺防止のために働くべきところ、そのような機能が感じられない。計画にある「ゲートキーパー」とは、まずこのような人たちでははずで、研修は必要である。	□	1件	現在、主に支援者を対象とした「ゲートキーパー研修」を開催していますが、今後は広く市民に向けた研修を行っていきます。
	11	市役所で専門的知識を有し訴えを傾聴できるオンブズマンを少なくとも2人は専任することが望まれる。その役目には守秘義務も要する。	▲	1件	
自殺予防のためにゲートキーパー養成は有効である(1件)	12	「ゲートキーパー」には気づきと知らせを期待することのほか、主に気づきに重点を置いた自殺予防のために、市民を対象として広範囲に定期的に研修を催すことは、効果を期待することができるとも言えよう。それは自らに気づくことにもなりうる。	□	1件	貴重なご意見ありがとうございます。 自殺対策を推進するにあたり、ゲートキーパーの役割は大きいと考えます。今後も研修など広く行っていきます。
感想等(8件)	13~20	自殺者の自己決定とは、意識の明確化の必要性など	◆	8件	パブリックコメントをご一読頂き、自殺対策に関する貴重なご感想、ありがとうございました。
合計				20件	